

期間入札の入札にあたっての注意

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

入札は、定められた方式に従ってしなければなりません。
入札にあたっては、期間入札の公告に記載された事項又は掲示場に掲示されている「期間入札について」のほか、この注意書をよく読み、間違いのないようにしてください。
なお、入札書等を提出した後は訂正したり、取り消したりすることはできませんから、注意してください。

1 入札書の作成

- (1) 入札書に記載されている注意事項をよく読んで、作成してください。
- (2) 入札価額は、買受可能価額以上の金額でなければなりません。
- (3) 入札書の文字を訂正するときは、訂正する文字を線で抹消し、その上部に正しく記載した上、訂正箇所には必ず入札書の「本人の住所氏名」欄に使用した印章(代理人によって入札するときは、「代理人の住所氏名」欄に使用した印章)によって訂正印を押してください。

2 暴力団員等に該当しないこと等の陳述書の作成

- (1) 陳述書に記載されている注意事項をよく読んで、作成してください。
- (2) 法人が入札をしようとするときは、別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」の提出が必要です。
- (3) 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。

3 保証の提供の方法

期間入札における保証の提供は、次のいずれかの方法でなければなりません。

- (1) 裁判所の預金口座に金銭を振り込む方法

裁判所が指定する金融機関の口座に、最寄りの金融機関から保証の額に相当する金銭を振り込み、そのとき金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を、執行官から交付を受けて必要事項を記入した入札保証金振込証明書の所定の箇所に貼り、これを入札書と共に執行官に提出する方法です。

この場合、振込金が入札期間中に裁判所の預金口座に入金済みにならなければ

ば入札は無効となりますから、注意してください。

(2) 支払保証委託契約締結証明書を提出する方法

入札をしようとする人が、銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫又は労働金庫との間で、保証の額に相当する金銭を裁判所の催告により納付する旨の期限の定めのない支払保証委託契約を締結し、その証明書を入札書と共に執行官に提出する方法です。支払保証委託契約に関することについては、銀行等に相談してください。

4 入札の方法

(1) 入札書等の封入

ア 入札書及び暴力団員等に該当しないこと等の陳述書を執行官から交付を受けた「内封筒」に入れます。

- ① 個人が入札する場合は、**個人番号（マイナンバー）の記載がされていない住民票**
- ② 法人が入札する場合は、資格証明書
- ③ 代理人によって入札する場合は、委任状
- ④ 農地の場合は、買受適格証明書
- ⑤ 複数の者が共同買受する場合は、共同入札の許可書

等の必要添付書類も、入札書と共に「内封筒」に入れます。

「内封筒」は密封し、内封筒の外側には必ず開札期日、事件番号、物件番号を記載してください。

イ 下記(2)のとおり、入札保証金振込証明書又は支払保証委託契約締結証明書は、「内封筒」に入れないでください。

(2) 入札書等の提出の方法

入札書等の提出は、次のいずれかの方法でしなければなりません。これら以外の方法で入札書を提出した場合には、その入札は無効となりますから、注意してください。

ア 執行官に直接差し出す方法

入札書等を密封した「内封筒」に入札保証金振込証明書又は支払保証委託契約締結証明書を添えて入札期間内に執行官に直接差し出す方法です。

イ 郵便又は信書便により執行官あてに送付する方法

入札書等を密封した「内封筒」と入札保証金振込証明書又は支払保証委託契約締結証明書を執行官から交付を受けた別の封筒（「外封筒」といいます。）に入れ、執行官あてに「郵便又は信書便」で、送付する方法です。この場合、入札書等が入札期間内に執行官に届かなければ入札は無効となりますから、注意してください。

5 保証の返還

事件の取下げ、入札期間の取消し、入札の無効、開札期日の終了等の事由により

提供の必要がなくなった保証(最高価買受申出人又は次順位買受申出人の提供した保証を除く。)は、次のとおり返還します。

(1) 入札保証金

保証の提供の必要がなくなった後、速やかに(振込みの方法により)返還する
手続をします。通常は開札期日の翌日に返還する手続をしますので、実際に振込
口座に入金されるのは開札期日以降の4営業日ころになります。

(2) 支払保証委託契約締結証明書

申出により、交付の方法により直接返還します。保証の返還を急がれる方は、
この方法による入札保証の提供をお勧めします。

6 入札書等の返還

事件の取下げ、入札期間の取消し、入札の無効等の場合には、入札書、暴力団員
等に該当しないこと等の陳述書、資格証明書、委任状等を返還することができる場
合がありますので、返還を希望する方は執行官に申し出てください。

7 その他、入札に関する不明な点については、執行官室に問い合わせて ください。

札幌地方裁判所執行官室

電話番号 011-281-3535 (直通)